



ブラジル・中南米査証ニュース (2019年4月)



日頃は大変お世話になっております。
ブラジルビザに関する情報をご案内いたします。

★★ 在東京ブラジル総領事館 査証情報 ★★

今月の休館日	4月29(月)・30日(火) ※5月1日・2日・3日・6日
--------	----------------------------------

査証所要日数	申請日の「翌日」発給(領事館稼働日)
--------	--------------------



★★ ブラジルミニ二情報 ★★

ブラジルー時滞在査証の免除

ブラジル連邦政府は3月18日付の官報で、ブラジルを訪れる日本国籍者に対し観光・商用(業務打合せ)・スポーツ・文化活動の目的でブラジルに一時滞在(90日)する場合、本年6月17日より入国査証を免除するとの大統領令を発表しました。

今回の措置は、日本以外にも米国、カナダ、オーストラリア国籍者に対しても適用されます。

査証免除されるのは、あくまでも上記目的に限定されており、技術支援、技術移転、赴任等の居住ビザについては、従来通り査証が必要です。

査証免除での滞在は入国日より12ヶ月以内であれば、180日を超えない範囲で延長することが出来ます。(12ヶ月内で180日以上滞りは出来ない)

今回のブラジル連邦政府の免除措置は、「一方通行」的なものであり、ブラジル国籍の方が日本を訪れる場合には短期滞在査証の取得が必要となります。(相互免除ではありません)

ブラジル連邦政府は、同国を訪れる外国人旅行者の数を2022年までに現在の年間660万人から1200万人に倍増させたいとのことです。

詳細は弊社までお問い合わせ下さい。

★★★ **ブラジル・南米の査証に関するお問い合わせは・・・** ★★★

リベルコン・ジャパン

〒107-0062 東京都港区南青山2-22-17 川上ビル5F TEL (03)3475-5432

担当 掛山・佐賀・田中

リベルコン Facebook <https://www.facebook.com/libercon.japan>